

## 令和3(2021)年11月8日以降に行う登山の実施条件

学校安全課

令和3年度第5回登山計画審査会において審査の対象となる登山の実施期間は令和3(2021)年11月8日から令和4(2022)年2月25日までとするが、この期間の登山についても、新型コロナウイルス感染防止対策を適切に講じて臨む必要があることから、以下のとおり実施に際しての条件を示す。

なお、登山を実施しようとする県立学校は、「登山計画作成のためのガイドライン(改訂版)」の遵守はもとより、「部活動実施に係る対応マニュアル(2021.9.1Ver.4)」及び本条件のもと登山計画を作成の上、県教育委員会の承認を得て実施するものとする。

### 1 山行地の設定について

(基本的な考え方)

山行地の設定に当たっては、テントや山小屋等の利用による感染リスクの高い場所や活動を回避し新型コロナウイルス感染防止に十分に留意して設定する必要がある。

(設定に当たっての条件)

- ・日帰りが可能な山域とする。

### 2 参加者、引率者について

(基本的な考え方)

新型コロナウイルス感染防止のため参加者の密を避ける観点から、少人数による行動を基本とする。引率者の適切な人数配置の確保と安全のための行動管理の徹底の観点から、全体の参加人数を制限する。

(登山実施のための条件)

- ・登山活動の参加者は、10名以内(引率者を含む)の1パーティとすること。

### 3 事前トレーニングの計画・内容についての条件

- ・事前の校内での活動においては、必要な体力をつけた上で山行に臨めるよう、計画的にトレーニングを行うこと。
- ・登山についての技術や知識の十分な習得とともに、感染防止対策を含む安全対策についての知識の習得を徹底すること。

#### 4 中止についての基準

- ・登山計画審査会での審査を経て県教委が承認した後でも、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、県民に対する不要不急の外出自粛要請及び県立学校での対応において校外での活動の制限がある場合、山行を中止又は延期すること。
- ・山行当日の出発前に、生徒及び引率教員の発熱や倦怠感等、体調の異常の有無の確認を行い、異常が確認された場合は、当該生徒及び引率教員を山行に参加させないこと。

#### 5 その他

- ・行動中は周囲と2 m以上の間隔を空けるようにする。運動強度が強い場合は吐く息が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。ただし、登山道のカーブなどでお互いに見えなくなるような場所では、必ず後続者を目視してから先に進む。
- ・山行中のマスクの着用は原則として必要ないが、感染リスクを避けるため、会話や休憩時、混雑時や人とのすれ違い等で距離を保てない場合は、着用することとする。
- ・緊急時以外、避難小屋など密となる可能性がある場所の利用は、できるだけ避ける。
- ・消毒液等を携行し、飲食時等の消毒を徹底する。
- ・飲み物の回し飲みや食べ物の授受・共有はしない。
- ・貸切バス等での移動にあたっては、隣席を空けて座るなどし、マスクの着用、会話の自粛、車内の換気等の感染防止対策を徹底する。